

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
2	全般	市民が読むと、主な取り組み状況として記載があるのは、行政側である担当課が、実際に自分たちがやったことを羅列しているだけで、「～しました」との記載だけである。この施策を実施し、推進するために必要なことをしていなくてもわからないのが現状である。これで、審議会が評価をするのかと思うと、無理があると思う。	環境審議会における評価は、基本的に年次報告書に基づき実施していただいておりますが、必要に応じて市の担当課に説明を求めたり、市民活動団体へのヒアリングを実施したりするなど、随時情報を補完しながら評価を行っていただいております。
3	全般	最後に「主な取り組み」として、本文中に詳しく記載があるものをもう一度まとめて記載があるが、これは必要なのか。疑問である。	年次報告書における「主な取り組み実施状況」は個別の取り組みの実施状況であり、それに基づき市が「成果」と「課題」を「事業評価」としてまとめて記載するという仕様になっています。
4	全般	<p>ここには、環境で重要な課題等があった場合に開催されるはずの庁内の会議内容がどうだったのか記載がない。「環境調整会議」は以前から開催されなかったのか、わからないが、今回環境基本条例を改正し、この計画にある環境調整会議をなくしたことは、環境への意識が低いと言わざるを得ない。</p> <p>環境審議会にはかけられず、後日報告があっただけで良しとされたのは、納得がいかない。環境審議会としては、新しい環境調整会議がどのように運営されて、どのような課題が話し合われているのか、しっかり調査してほしい。</p>	市の総合的調整を、より実務的に行うために、新たに課長級を中心とした環境調整会議を設置するとともに、庁議において総合的調整を行うために条例改正をしたものであり、環境への意識はこれまでと変わりません。

はじめに について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
5	3	<p>市環境基本計画の『位置づけ』についての詳細な解説について</p> <p>市環境基本計画の位置づけを文章で説明しているが、各種法律、上位計画に当たる国、県、市の個別法令との関連性を見やすいフローチャートで明示する必要がある。</p> <p>現行の市環境基本計画に至った経緯や改訂、改定の必要性、世界情勢・動向との分かりやすい係りを説明して欲しい。(茅ヶ崎市の各種基本計画、等における『位置づけ』部分と同様に)</p> <p>特に、生物多様性に関する法令や上位計画との関連がボヤけている。それは当初の環境基本計画には記載されていた『生物多様性』が、『茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 平成31(2019)年3月』のp2に記載されているように、「みどりの基本計画と生物多様性戦略を統合しました。」に大きく起因している。</p> <p>統合したのであれば、「みどりの基本計画の生物多様性の項目」は、環境基本計画の一部であることと見なされることから、みどりの基本計画についてもココで言及する必要がある、位置付けのフローチャートにも併記する必要がある。《例文：なお、環境基本計画の生物多様性法(生物多様性国家戦略)に係る計画については「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 2019.3」を参照してください。》</p>	<p>本書は、報告書として取りまとめているため、環境基本計画の位置づけ等詳細についての記載はしていませんので、環境基本計画に記載されている内容で確認をお願いします。</p> <p>生物多様性に関する言及の部分については、今後の参考とさせていただきます。</p>

政策目標1 自然と人が共生するまち について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
6	全般	以前より守られ大切にされている自然も多いので、環境省の自然共生サイトへの登録を検討するなど、自然の価値を共有化するような取り組みの後押しもできるのではないかと思います。	自然共生サイトとは、国が認定する「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」のことです。御指摘のとおり、こうした制度等を利用し、市の有する自然についての周知・啓発を進めることも、大切なことと考えます。
7	4 9 資-52	「生きもの（植物、動物）」についての、「生育」、「生息」等の用語の使い分けが不統一である。 「生きものは、生育・生息」に、「植物は、生育」に、「動物は、生息」に統一の必要がある。一般常識だと思いますが？	次年度報告書において、統一した表記とします。
8	10	p10 に記載がある参考データの①緑の保全地区の面積については、緑の基本計画の中でこれが増えれば自然環境が保全されると言われ、記載がされたものだが、今では茅ヶ崎市はこの制度を利用できるような土地はないと考える。ただ、並べて記載していれば大丈夫のような既存の施策やシステムではなく、独自の施策やシステムを採用しないと自然環境は保全できないし、生物多様性はもっと大変である。	今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
9	11	<p>自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進</p> <p>赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区は谷戸底だけではないですよ。市道の土手や、市で買収した南側の畑地、樹林地も特緑になっているはず。買収し放置された畑地は外来種のおオブタクサが林のようになっています。昨年景観みどり課は「外来種から在来種へ遷移していく」と言われていました、外来種を駆除しないと在来種へ変更は難しいと思います。今年も昨年と同じように外来種だらけです。</p> <p>ゴルフ場の中を通る市道の指標種も前回の調査からは激減してますね。アレチウリも繁茂しています。</p> <p>この市道についてはゴルフ場に任せていると聞いていますが、それは見直すべきだと思います。</p>	<p>赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区につきましては、御指摘の南側元畑地の東側では、外来種の抜き取り及び生態系に配慮した手法による除草を行った結果、オギが増え、植生の遷移が進んでいると感じています。また、令和5年度には、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の活動の一環として、外来種の抜き取りや除草など保全作業を実施しています。一方では、外来種であるオオブタクサが繁茂している区域もあることから、引き続き外来種対策を含めた保全作業を実施していきます。</p> <p>加えて、御指摘の市道における指標種について、現在第4回茅ヶ崎市自然環境評価調査を実施しているため、指標種の確認数について、調査結果を注視していきます。</p> <p>市道沿いの除草については、当該特別緑地保全地区に隣接するゴルフ場運営企業に、自然環境の保全、生物多様性に配慮した手法等で御協力いただいているものです。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
10	11	<p>「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進」でも、やったことが書かれているだけです。現地を知らない方々は、十分な管理がされていると思ってしまう。</p> <p>赤羽根十三図は、全く保全管理作業は足りていない。また、行谷は県の遊水地事業の工事が進んでおり、自然環境は破壊されてしまったことは、茅ヶ崎市が遊水地の上部利用を断ったためとの認識が乏しく、県に湿地環境を保全してくれるようお願いしているだけである。今までの豊かな自然環境を破壊した責任を自覚してほしい。</p> <p>この重要な自然環境を保全するということは、行政の職員だけで保全できるものではないことは明確なのに、きちんとした保全のシステムを作らないで今まで来ている。自然環境を保全するために何が必要なのか、その具体的システムの構築をもういい加減に考えても良いのではないかと。それがないと、どんなにモニタリングの調査をしても重要な自然環境は破壊されていくのみである。</p>	<p>赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区におきましては、生きものの生育・生息状況を考慮し、それぞれの区域に応じた保全作業を実施していますが、継続して実施していくことが重要であると考えているため、保全活動の担い手の確保も含め今後も取り組みを進めていきます。</p> <p>行谷遊水地事業におきましては、事業主体である県に対し、湿地環境の保全・回復について配慮を求めており、今後につきましても、湿地環境の保全・回復に向けて協議を続けていきます。</p> <p>自然環境の保全につきましては、ご指摘のとおり行政だけでは限界がありますので、市民・企業・行政など様々な主体が互いに連携・協力して主体的に関わっていくことが大切であると考えています。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
11	12	<p>「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用で、2021年1月より新規の指定を停止している旨の記載がありますが、これは何のためですか。</p> <p>多分最初はコロナのためだったと思いますが、その後は保存樹林だった場所も開発され、その他の小さな場所も開発が進み、保存樹林を指定できる場所はなくなったためではないですか。南側には全く樹林がなくなってしまうのではないかと危惧します。</p> <p>同じく、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金は改正され、街中のみどりの伐採を少しでも止めるために使ってほしいと思っていましたが、無駄なようで、一般予算で出すべき自然環境評価調査事業にも使われることになりました。担当課が何を基準にしているのか、ほんとうに自然環境を保全したいのか、疑います。</p>	<p>保存樹林制度につきましては、御指摘いただいたように新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、新規指定を休止している状況です。保存樹林に限らず市南部のみどりの減少につきましては、課題であると認識しておりますが、民有地であり個人の財産権の行使にも関わるため難しい課題であると認識しています。しかしながら、市街地におけるみどりの保全において、保存樹林の新規指定は大きな役割があると考え、新規指定の再開に向け取り組みを進めていきます。</p> <p>茅ヶ崎市緑のまちづくり基金につきましては、みどりの保全等に資する調査、研究等にも活用できるように条例改正を行ったもので、昨年度開始した第4回茅ヶ崎市自然環境評価調査事業にも活用しています。</p>
12	14	<p>p14には成果として、「～に向けた取り組みを実施することができました」とありますが、生物多様性ガイドラインを作成しなくなり、緑化のガイドラインさえ、作成されない。外来種の除去は、市の職員ができることではないので、多くの市民の協力を求めることが必要である。茅ヶ崎市の除去したい外来種を大々的に記載し、見たら連絡をもらい、市民が除去できるかどうかの確認などをして、それができないならば、外来種駆除隊のようなボランティアを設置し、除去していかないと、どんどん増えることになる。</p> <p>小出川のナガエツルノゲイトウは、悲惨な状況で川面が覆われてしまうような状況になっている。今年、県が予算をつけてということだが、あんなになってしまったら駆除するのは至難の業である。行政としては、もっと関心を持つべきではなかったのか、生物多様性は何のためにあるのか。</p>	<p>外来種対策を含め自然環境の保全に関しては、行政だけでなく、市民・企業など、他の主体の連携・協力が重要であると考えています。市としても、より一層の推進を図るため、市民等への情報発信が重要であると認識しています。</p> <p>小出川に関しましては、行政としての取組のあり方について、いただいた御意見を参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
13	14 15 資-42	緑化ガイドラインについて 具体内容が不明。新型コロナによる休止?? 他の業務の進捗状況に鑑み調整?? とは意味不明。	緑化ガイドラインの作成につきましては、新型コロナウイルス感染症流行に伴う優先的事業を実施するため、休止しているものです。
14	15	現在自然環境評価調査を実施しているが、これは単なるモニタリングであり、保全を前提としたものではないと担当課が言い切っている。はっきりと保全すべき場所とわかっているにもかかわらず、調査にも参加する意味がないのが現状である。調査のあり方やその後の保全に関するあり方などを市民とともに考え、実現していかなければ、意味がない。今は、調査をする人として市民が利用されているだけで、自然環境の保全と一緒に考え、協力していく市民を育てると言う観点が抜けている。	自然環境評価調査の意義をご理解いただけるよう、今後の参考とさせていただきます。
15	15	自然環境評価調査の実施と調査員の育成 自然環境評価調査が始まりました。 柳谷や清水谷で活動している各々の市民が市民調査員に応募しましたが、柳谷と清水谷の調査員に選ばれていません。日々活動している市民を外すのは得策と思えません。選考の基準は何でしょうか？	自然環境評価調査事業における市民調査員の募集に関して、市民調査員としてご応募いただいた皆さまにおかれましては、辞退された場合を除き、調査員として御協力いただいています。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
16	15	<p>外来種に関する情報発信や拡散防止の推進</p> <p>相模川河川敷の市占用地区内でアレチウリを駆除したとありますが、写真は占用地区ではないと思います。アレチウリの果実ができてからの駆除は意味がありません。</p> <p>カヤネズミの巣を昨年8月に確認しましたが、草刈り業者への連絡不十分で、営巣場所の草が刈られました。それが抜けています。</p> <p>駒寄川でのナガエツルノゲイトウの駆除ですが、今後の予定を教えてください。1回の駆除でなくなるはずがありません。</p> <p>市民からの情報を集める工夫をしたらどうか、というみどり審議会委員さんからの提案がありました。あれから半年がたちますが、なにか考えられましたか。</p> <p>市民に広く情報提供をすることで、まず拡散防止につなげてほしいものです。</p>	<p>御指摘いただいた写真につきましては、占用地内から西側の占用地境界方向を撮影したものです。そのため、一部占用地外も写っています。</p> <p>カヤネズミの営巣につきましては、関係各所への情報共有について改善に努めます。</p> <p>駒寄川の河床の除草については、河川の流路を確保することを目的に、年に1回実施しているところです。</p> <p>ナガエツルノゲイトウについては、今後の状況に応じて対応を検討していきます。</p> <p>市民からの情報を集める工夫について、引き続きその具体的な手法について検討していくとともに、情報発信について取り組んでいきます。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
17	15	<p>開発行為に伴う指標種等への対応</p> <p>以前からお願いしていますが、過去に移植した植物のモニタリング調査の結果を教えてください。</p> <p>大洞谷、杉山原の公共事業による指標種の消滅について明記する必要があると思います。行政の都合の良い報告だけ書かれて、良い評価を得ても意味がありません。</p> <p>開発行為が行われる場所を事前に調査し、ワレモコウなどの移植を行いました、とありますが、実際には 初冬に1回だけ調査しただけですよ、指標種が見つかるはずがありません。現状を知らない人はミチゲーションで指標種が守られているとしか思わないでしょう。現実を書き、課題を整理して、対処していないと、いつまでたっても同じことの繰り返しです。</p> <p>またせっかく移植しても放置しているところも見られます。移植の意味がない。現状を把握して、市民に公表し、今後のミチゲーションのやり方について見直してほしいと思います。とにかくどうなっているのか市民への公表をお願いします。</p> <p>移植した指標種などの植物は自然環境評価調査ではどのような位置づけになるのでしょうか？</p>	<p>市では開発行為に伴い、植物を中心に当該地に指標種等が確認された場合、種の保全を図るため、代償ミティゲーションを実施しています。</p> <p>堤字大洞谷並び堤字杉山原における市道拡幅工事に伴い、代償ミティゲーションを実施しています。</p> <p>大洞谷における指標種の一部損失は、公共事業施工時に当初予定外の掘削を行い、結果として発生した案件であるため、市が取り組んだ事業の報告には記載していません。</p> <p>また、杉山原における道路拡幅工事は、令和4年度以前に施工されたものであるため、令和5年度の取組として報告書に記載していないものです。当該地のモニタリング調査につきましては、令和6年度に実施しています。</p> <p>植物等対象となる生きものの移植実施及びその後の維持管理、継続的なモニタリング等、ミティゲーションに関する一連の手法については、引き続き検討を進めていきます。</p> <p>なお、移植した植物については、自然環境評価調査の調査対象外として扱っています。</p>
18	15	<p>「ミティゲーション」の用語集への追加用語集に追加すべき。ただし、「回避作業」となっているが、広義的には「環境影響緩和措置」と習ったが？</p>	<p>次年度報告書において用語集に追加します。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
19	17	<p>みどりに関する講座や観察会の実施 里山はっけん隊は「柳谷の自然に学ぶ会」と里山公園の協力がなければできない事業ですよね？この書き方はいかがなものかと思えます。</p> <p>柳谷の自然に学ぶ会の会員は 里山はっけん隊の事業の内容、方法など最初の段階から協力をしています。市民団体をないがしろにしているからこのような表現になるのでしょうか。行政に協力したいと思う市民をこれ以上減らさないようにしたほうがいい。</p>	<p>限られた紙面で、すべての取り組みの詳細を記載するのは困難ですが、市民活動団体等の御協力については、極力記載するよう留意します。</p>
20	23	<p>千の川・駒寄川の除草などの維持管理 浚渫時にナガエツルノゲイトウの除去をしたような表現です。中州にナガエツルノゲイトウが残っていて、依頼はされていませんが、5月に駒寄川水と緑と風の会で除去しました。また8月に会で除去を行う予定ですが、行政としてはどう駆除していくのか、今後の計画を教えてください。</p>	<p>ナガエツルノゲイトウの駆除につきまして、継続的な駆除作業を実施していただき心より感謝申し上げます。</p> <p>河床の除草については、河川の流路を確保することを目的に、年に1回実施しているところです。</p> <p>ナガエツルノゲイトウについては、今後の状況に応じて対応を検討していきます。</p>

政策目標 3 資源を大切に作る循環型のまち について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
21	5 資-54	<p>3 Rと4 Rについての解説・説明が適切、明確でない</p> <p>いきなり「4R」が飛び出してきたり、巻末の用語集を参照させたりするのはおかしい。初出の箇所で解説を完結させる事が重要。</p> <p>3 Rや4 Rは「循環型社会の構築キーワード」であるが、世間一般では、『3 Rはリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）』であり、茅ヶ崎市ではこれらに、リフューズ（買わない）を追加している事の理解が不足。（また、このリフューズはリデュース（発生抑制）に含まれると解釈されることから、十分な解説を当初で行う必要がある。）</p> <p>用語集では、3 Rと4 Rをまとめて解説すべき。</p> <p>茅ヶ崎市が国や他自治体の「3 R」ではなく、より進展させた「4 R」を採用した独自性は評価するが！？</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
22	全般	<p>部分的に既存の活動の積み重ねにとどまっておらず目標からのバックキャストになっていない箇所が散見されました。特に住民が増えている茅ヶ崎では新住民に対して市民が参加して環境保全に取り組んでいることを普段の生活から感じていただくことも必要です。たとえば駅周辺では緑化が「心地よさ」を実感できるようになされているわけではない（例えば夏に木陰を提供するような植栽があるわけではない）という点も改善できるポイントだと思います。駅周辺に住まう子育て世代も多く、勤務先で過ごす時間が多い人ほど、通勤経路が市との接点になります。その範囲でどういうメッセージが伝えられるかという視点で取り組みを評価してみると広報媒体以外にも市の取り組みが伝わるのではないのでしょうか。</p> <p>市民による環境活動の情報発信数が減っているという点が、市民の環境活動の減少によるものであれば、市民の行動を後押しするような行政らしい施策の検討に報告という業務をつなげられると良いと思います。</p>	<p>新たに市民となられた方を含め、より多くの市民の方が、普段の生活から環境保全に取り組んでいただけるように、広報紙やSNSなど各種広報媒体を活用した周知、啓発をしています。一例としてあげられているように、通勤経路の緑化による「心地よさ」により、市民が環境保全の大切さを感じることもあると考えられることから、既存の広報媒体以外による市民への周知、啓発の手法についても研究します。</p> <p>市が広報した市民等の主催による環境活動の情報発信数の減少については、市広報紙の発行回数が月2回から1回に変わり、掲載基準が変更となったことも要因ではありますが、市民の行動を後押しするような施策については、継続的に検討していきます。</p>

資料編 について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
23	資-38	<p>市民活動団体から見た自然環境の状況《要望》</p> <p>各市民活動団体からの「切実な自然環境の現状と課題」が述べられており、市の環境行政に対する“厳しい意見”が列挙されている。</p> <p>これらの貴重な御意見に対する茅ヶ崎市環境行政の考え方を、本年11月、市のHPで明確に回答願いたい。</p>	<p>当該ページについては、市民活動団体から見た「自然環境の状況」について、お伺いした回答です。回答をお願いした団体には、別途、市民意見の提出方法を御案内しており、市民意見として頂いた御意見についての市の考え方は、こちらで確認をお願いします。</p>
24	資-50	<p>用語集には、環境基本計画はあるが、環境基本条例に関する記述がない。一番重要なものを落として、何をチョイスしているのか、理解できない。</p>	<p>次年度報告書において掲載を検討します。</p>

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
25	資-53	<p>特定外来生物</p> <p>用語集には例示されているが、今回初出の特定外来生物の最重要種である「ナガエツルノゲイトウ」が抜けている。</p>	<p>次年度報告書において掲載を検討します。</p>
26	資-52	<p>用語集の「適応策」、「緩和策」が説明になっていない。一般用語化している国語辞典ではない。「地球温暖化の適応策」、「地球温暖化の緩和策」が妥当では？</p>	<p>次年度報告書において表記を検討します。</p>